

【アメリカ】マリファナ規制に関する動向

海外立法情報課 井樋 三枝子

* 各州では近年、連邦法上、所持・使用・頒布等が犯罪とされる薬物であるマリファナの個人による少量の所持・使用等を非犯罪化、合法化する動きが目立っている。

1 マリファナ規制のあらまし

アメリカでは、マリファナは連邦法上、規制物質法付表 1 (Controlled Substances Act, 21 U.S.C. 812(c), Sch.I(c)(10)) により、乱用の危険性が高く医薬品としての安全性が欠如し、覚醒剤等と同様に製造、所持、使用、輸入及び頒布が禁止される薬物とされ、この規定の違反は、連邦犯罪となる（単純所持は 1 年以下の拘禁刑及び 1,000 ドル以上の罰金。州又は連邦法上の薬物関係の前科がある場合には 2,500 ドル以上の罰金及び 15 日以上最長 2 年の拘禁刑、複数の薬物関係の前科がある場合は 5,000 ドル以上の罰金及び 90 日以上最長 3 年の拘禁刑）。規制物質法の付表は規制の厳しさに応じて 5 段階あり、付表 1 が最も厳しい。

アメリカの麻薬規制は、以下の表のとおり、国際条約の締結とそれに対応する国内法の制定から始まった。

表 麻薬規制に係る国際条約と国内法の対応

国際	国内（連邦/州）
1912 年 万国阿片条約 (同年署名、1913 年批准)	1914 年 (連邦) ハリソン麻薬法制定 万国阿片条約の実施のため。 マリファナは含まず。
1925 年 万国阿片条約にマリファナを規制対象として追加。 (ただし、会議を主導していたアメリカは、会議途中で離脱、同修正には加入せず。)	1929 年 (連邦) ハリソン麻薬法改正 常習性のある麻薬として大麻草やその含有物、派生物等を規定。 1937 年 (連邦) 連邦麻薬租税法 (ハリソン麻薬法の改正) 制定 マリファナの売買、所持に高額課税、違反には 5 年以下の拘禁刑等を課し、間接的にマリファナを禁止。 1937 年 (州) ほぼ全州で、州法上マリファナの所持や売買を規制。 1951 年、1954 年、1956 年 (連邦) 連邦麻薬租税法改正 それぞれ、違反行為を厳罰化する改正。
1961 年 麻薬に関する単一条約 (1967 年批准)	1970 年 (連邦) 規制物質法制定 麻薬に関する単一条約実施のため。 マリファナを連邦所管の規制物質とし、製造、所持、使用、輸入及び頒布を直接的に禁止。

出典：著者作成

2 マリファナ使用等に対する刑の引下げ・非犯罪化及び合法化

(1) 刑の引下げ・非犯罪化

1970 年に規制物質法が制定され、連邦によるマリファナ規制が進むのと同じ頃、

マリファナの個人の少量の所持や使用に厳罰を科すことを疑問視する世論も生じていた。マリファナはコカインや覚醒剤等より害が少なく、アルコール、煙草等の嗜好品に比しても健康被害が少ないとする研究結果が発表されたり、個人使用程度の違反が増加し、それらの取締り、裁判、収監等が州の人員や財政を圧迫するようになってきたためである。このような中、薬物問題に関する政府への提言を行うため規制物質法により創設された「大麻及び薬物乱用に関する全米委員会」が、1972年に「マリファナ、誤解の兆候（Marihuana, A Signal of Misunderstanding）」、翌年に「アメリカにおける薬物使用：問題への視座（Drug Use in America: Problem in Perspective）」と題する報告書を大統領及び連邦議会に提出し、マリファナの完全禁止を目指して厳罰を科す法執行は行政機能的に不適切であること、他の薬物乱用と異なりマリファナ使用者に攻撃的行為のおそれがないこと、マリファナの医学的効能の存在等を示し、マリファナの個人使用を認める方向で薬物使用に関する諸問題を検討し直すべきと提案した。だがその後、連邦保健・福祉長官は、1980年、連邦議会に「マリファナと健康に関する年次報告（Marijuana and health: 1980）」を提出し、医薬品使用を含めた1979年までのマリファナ研究成果の包括的検討の結果、マリファナは総じて有害な薬物であるとし、厳しい規制が必要であると結論付けた。

1970年代には、各州でも独自に、個人の少量のマリファナ使用や所持等につき、刑の軽減や民事罰への変更（非犯罪化）が進められていた。1973年、オレゴン州は個人による1オンス（約30g）以下の所持を罰金刑のみを科す軽罪とし（逮捕・前科記録は残らない）、アラスカ州、コロラド州等もこれに続いた。2014年11月現在、コロンビア特別区を含む約20州が、30gから100g程度（州により異なる）の個人の所持等を少額の罰金刑程度の軽微な犯罪（多くの場合、逮捕記録等が残らない）とするか、犯罪とはせず民事罰のみを科すこととしている。

(2) 医療・個人使用の合法化

規制物質法付表1に規定される薬物は安全性の問題から、基本的には医薬品としても認められないため、1970年代には、規制緩和のため連邦麻薬取締局に対し、マリファナの付表1から付表2への移動を求める動きも活発化していた。さらに1980年代は、マリファナをエイズ患者の治験薬とする申請が、相次いで連邦保健・福祉省に出された。しかし、1990年に入ると、このような治験薬としての利用がマリファナ拡大につながると危惧する声に押され、その運用は停止された。

その間も、各州は独自に州民投票による法改正等により、医療用マリファナの合法化を進めていた。2014年11月現在では、23州とグアム準州、コロンビア特別区が医療用マリファナを合法化している。仕組みは各州で異なるが、医師の勧めにより所定の販売所で患者にマリファナを入手させ、患者個人による所持は、一度に最大3オンス（約90g）程度とする所が多い。また、患者に一定量の栽培を認める州もあり、基本的に、公共の場での使用や使用後の自動車運転等は制限される。

さらに、2012年にコロラド州とワシントン州が、2014年にはアラスカ州、オレ

ゴン州及びコロンビア特別区（後述）が、用途を問わない少量のマリファナの個人使用等を州民投票により合法化した。内容の詳細は州により異なるが、成人によるマリファナの1オンス以下の個人的な所持、使用、栽培等を合法とし、販売に関しては、アルコール飲料と類似の許認可制により州等が規制した上で、消費税を徴収するという点は類似しており、税収は、学校教育等に充てることを見込んでいる。

3 連邦法との抵触 —非犯罪化と合法化の違い—

マリファナの少量の個人の所持等の非犯罪化とは、当該行為に対し、州は刑事罰を生じさせないが、当該行為を法律違反とするもので、これは基本的に、連邦法（規制物質法）に抵触しないと解釈される。一方、合法化とは、州がマリファナに関わる行為を法律違反としないことである。アメリカでは、連邦の管轄事項として合衆国憲法第1条第8節で限定列挙したもの以外、各州が管轄権を有する（憲法第10修正）が、憲法第6条第2項によれば、連邦法違反の州法は無効となり、たとえ州法と明示的に抵触する連邦法上の規定がなくても、ある連邦法の制定により、当該分野の法規制がなされることが当該連邦法の趣旨であると解される場合は、当該分野は連邦法が専有し、抵触する州法は無効と考えられている。しかし、規制物質法が州のマリファナに関係するあらゆる分野を専有するか否かについての連邦裁判所の判断は明確ではなく、州裁判所の多くは、専有に該当しないと判断している。

これに対し連邦政府は、カリフォルニア州の医療用マリファナに対する連邦当局の取締りを合憲とした2005年の連邦最高裁判決（*Gonzales v. Raich*, 545 U.S. 1 (2005)）を根拠に、州が州内でのマリファナの所持や使用等の禁止違反への対応を州法上定めていない場合、連邦による直接の取締りが認められると解釈しており、特に、G.W.ブッシュ政権時には、医療用マリファナ取扱店舗への連邦麻薬取締局による突然の強制捜査が、しばしば行われていた。

4 連邦政府及び連邦議会の動向

(1) 連邦政府の対応の変化

2009年オバマ政権の発足に伴い、医療用マリファナを合法化した州への連邦の対応が変化した。同年3月、オバマ大統領の意向を受け、連邦司法長官と連邦麻薬取締局長は医療用マリファナ取締りの停止を発表した。さらに10月、連邦司法省はマリファナの取締りに関する連邦の方針についての覚書を発表した。その内容は、連邦の人員や予算を合理的・効率的に使用するため、マリファナ規制については重大な取引や大規模な組織犯罪を優先すべきであり、医療用マリファナの使用は、個人的なものであり、各州の法令を遵守しているものであれば積極的に取り締まる必要はないというものであった。その後2012年にコロラド州とワシントン州で、嗜好用マリファナが合法化されたことを受け、翌年に再び覚書が出された。マリファナを危険な薬物とし、連邦法上違法であることを再確認する内容ではあったが、連邦政府は今後、マリファナを何らかの形で認めている法管轄区域（州や自治体等）

については、マリファナ所持、使用、栽培、流通等に関し適切な規制がなされ、公衆の安全・健康へのリスクを制限できているとみなし、このような州の管理下にある限り連邦の立場は脅かされないため連邦による取締り等を行わないとした。

なお、マリファナを規制物質法付表 1 から移動し、規制を緩めるか否かについては、オバマ大統領は 2014 年 1 月に、その意思を有さない旨を公言している。

(2) コロンビア特別区のマリファナ合法化への連邦議会の対応

前述のように2014年11月、コロンビア特別区は、全投票の約7割の賛成を得て、個人の少量のマリファナの所持等を合法化した。同区はすでに、1998年の住民投票で医療用マリファナの合法化を決めていたが、それが有効となったのは2010年末であった（D.C. Law 13-315）。同区は連邦直轄であり、その予算は連邦予算で定められ、法律についても連邦が最終的権限を有する。連邦議会はこれを利用し、当該住民投票に先んじて、規制物質法規定の物質を合法化又は減刑する活動につき同区が予算を用いることを禁じる条項を付した連邦歳出予算を成立させ、以後2009年まで、同様の措置を取り続けることにより、住民投票結果の実現を妨害していた。今回のマリファナ合法化に対しても、連邦議会は、2015年度連邦包括歳出予算（P.L.113-235）中に、医療用マリファナと同様の規定（第E節第VIII部第809条(a)）を置いた。

しかし、これに対し同区議会は、2015年度連邦包括歳出予算に抵触しないよう文言を工夫した2015年マリファナ合法化及び規制法（DC B21-0023(2015-2016)）を、2015年1月6日に提出し、1月中の可決を目指すことを発表している。なお、2015年連邦包括歳出予算の第D節第V部第538条には、医療用マリファナの使用、頒布、所持又は栽培の許可を規定した各州の法令適用を妨害する用途で、連邦司法省に対し同省予算の使用を禁じる規定も置かれた。

(3) 連邦議会におけるマリファナ関連法案

第 113 議会（2013-2014）では、マリファナ関係の法案は、少なくとも 15 本提出されており、主なものは次のとおりであった（いずれも未成立）。

- ・規制物質法付表 1 からマリファナを除外し、マリファナ製品及びその輸入品に連邦消費税等を課すことができるようにする法案（HR499、HR501）。
- ・「マリファナの連邦政策に関する国家委員会」を設立し、マリファナを合法化し、課税した場合の税収の規模の検討等を命じる法案（HR1635）。

参考文献（インターネット情報は 2015 年 1 月 20 日現在である。）

- ・ Todd Garvey and Charles Doyle, “Marijuana: Medical and Retail -Selected Legal Issues,” *CRS Report*, R43435, Mar. 25, 2014. <<https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R43435.pdf>>
- ・ 生田典久「アメリカにおける大麻の規制と判例の動向」『ジュリスト』No.654, 1977.12.15, pp.40-48.
- ・ 井樋三枝子「【アメリカ】2012年各州州民投票の結果」『外国の立法』No.254-1, 2013.1, pp.4-5. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/6018654>>; 同「【アメリカ】2014年各州州民投票の結果」『外国の立法』No.262-1, 2015.1, pp.4-5. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8896326>>